

令和4年10月14日

【石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき台】

〈はじめに〉

これから事務局でつくりました条例のたたき台について、「前文」から一つ一つの内容を皆さんで考えていきたいと思います。

また、一つ一つがどんなことを書くところなのかということも、

資料2を確認しながら進めていければと思います。

それでは、2ページ目の「前文」から確認していきましょう。

ぜんぶん (前文)

すべて の 市民 が、障 がいのある、ないにかかわらず、互いに心を通わせ理解
し 合 い、このまちをみんなが安心して暮らし続けることができるやさしいまちに
することが、私 たち の 願いです。

そのためには、市民一人ひとりが障 がいの有無にかかわらず、その人の特性
に合った方法で 情 報 を 発 信 し、取 得 し や す く す る よ う 心 が け る こ と や、
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン を 円 滑 に 行 う 手 段 を 活 用 す る こ と が 必 要 で す。

また、情 報 の 取 得 や コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン が と り に く い こ と で、自 分 の 気 持 ち を
う ま く 伝 え る こ と が で き ず 孤 立 し て し ま う こ と が な い よ う、本 人 の 意 思 表 示 を
支 援 す る た め の 体 制 を 充 実 さ せ、困 難 を 感 じ る こ と な く 必 要 な 情 報 を 取 得 し
発 信 で き る 環 境 を 整 え る こ と が 重 要 と な り ま す。

すべて の 市民 が、その人の特性に合った 情 報 の 発 信 や 取 得 の 方 法、
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 を 学 ば う と す る 気 持 ち を 持 ち、そ し て 障 がいへの理解を
深 め、障 がいのある、ないにかかわらず「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」に
な る こ と を 目 指 し、こ の 条 例 を 制 定 し ま す。

もくてき (目的)

第1条 この条例は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策

推進法(令和4年法律第50号)の規定に基づき、障がいのある人もない人も、
その人の特性に合った情報の発信と取得ができること及びコミュ
ニケーション手段を普及させ利用しやすい環境にすることを基本理念と定め、
石狩市(以下「市」という。)の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにす
ることにより、障がいの有無やその特性によって分け隔てられることのない
共生社会を実現することを目的とします。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法とは

令和4年5月に決まった国の法律です。この法律には、障がいのある人が
社会や様々な活動に参加をするためには、情報を手に入れて利用すること
や、困ることなく楽に話ができるようになることが大切であり、そのための
必要なことを定めて(決めて)、障がいのある、ないにかかわらず共に尊重
しあう社会を実現しましょう、ということが書かれています。

ていぎ (定義)

だい2じょう じょうれい つぎ かくごう かかげるようご いぎ とうがい かくごう
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
さだめる
定めるところによります。

- (1) しょう ひと しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう
障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい
を含む。)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び
しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん うける
社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける
じょうたい もの
状態にある者をいいます。
- (2) しゃかいてきしょうへき しょう ひと にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ
社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を
おくるうえ しょうへき しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん
送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などをい
います。
- (3) こみゆにけーしょんしゅだん しゅわ ようやくひつき てんじ しょつかく つかった いし
コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思
そつう しょくしゅわ ひつだん だいひつ おんやく だいどく へいい ひょうげんじつづつまた えず ていじ
疎通、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現実物又は絵図の提示、
かんじ かたかな ふり みぶり じゅうどしょう しゃよう いし でんたつ そうち
漢字や片仮名などへのるび振り、身振り、重度障がい者用意思伝達装置、
くちもじ そのた しょう しゃ じょうほう しゅとくおよび こみゆにけーしょん おこなうさい
口文字その他の障がい者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際
ひつよう しゅだん かつよう
に必要な手段として活用されるものをいいます。
- (4) しみん しない きょじゅう もの つうきん もの また つうがく もの
市民 市内に居住する者、通勤する者、又は通学する者をいいます。
- (5) じぎょうしゃ しない じぎょう いとなむこじんまた ほうじん
事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいいます。
- (6) こみゆにけーしょんしえんしゃ しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ てんやくしゃ おんやくしゃ
コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者
ろうどくしゃ ふくみます のほか しょう しゃ いし そつう しえんなど おこなうものまた
(朗読者を含みます。)その他の障がい者の意思疎通の支援等を行う者又
だんたい
は団体をいいます。
- (7) ごうりてきはいりょ しゃかいてきしょうへき とりのぞく ひつよう ばあい
合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その
じょうきょう おうじておこなわれるてきせつ ちょうせいおよびへんこう
状況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。また、
ごうりてきはいりょ かのう はんい さいだいげんていきょう
合理的配慮は可能な範囲で最大限提供しなくてはなりません。

令和4年10月14日

（4ページの「（定義）第2条」の中に書かれた言葉（用語）の意味について）

社会的障壁とは…障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で妨げになる（生活がしづらく思う）ようなことをいいます。

その妨げになる（生活がしづらく思う）ようなこととは、社会的障壁の中に書かれている「障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念」のことをいい、それぞれの意味は以下のとおりとなります。

・障壁となるような社会における事物	障がいのある人が利用しづらい施設や設備 など
・障壁となるような制度	障がいを理由に取得できない資格 など
・障壁となるような慣行	障がいのある人の存在を意識していない行事や文化 など
・障壁となるような観念	障がいのある人への偏見 など

これらが社会的障壁ということになります。

平易な表現実物とは…実際のもので簡単に見せることができるもの。
例えば実際のリンゴやえんぴつなど。

合理的配慮とは…障がいのある人となない人が平等に扱われるために、変更や調整を行うことをいいます。

【合理的配慮の例】

・意思を伝えるために文字や絵を使うこと

・目の不自由な人に、音声で情報を伝えること

・受付などの窓口で、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること

など、これらが合理的配慮ということになります。

令和4年10月14日

きほんりねん (基本理念)

- 第3条 しょう 障がいのある、ない人にかかわらず、その人の特性に合った情報の
はっしん しょう しゅとくおよび こみゆにけーしょん しゅだん えんかつ おこなうけんり さいだいげん さんちよう
発信と取得及びコミュニケーション手段を円滑に行う権利を最大限に尊重し
ます。
- 2 こみゆにけーしょん しゅだん ふきゅうけいはつおよびりようそくしん しょう 障がいのある人とな
ひと たがい じんかく こせい さんちよう きほん おこないます
い人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行います。
- 3 しょう 障がいのある人もない人も 障がいへの理解を深め、互いに認め合い、誰も
くらしやす い やさしいまちになることを目指します。

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月14日

し せきむ
(市の責務)

だい4じょう し ぜんじょう さだめる きほんりねん い か きほんりねん しょう
第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障
がいのある人もない人も、その人の特性に応じた情報の発信と取得及び
こみゆにけーしょんしゅだん りょう そくしん ひつよう しさく そうごうてき
コミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的か
けいかくてき すいしん
つ計画的に推進するものとします。

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月14日

しみん やくわり
(市民の役割)

だい5じょう しみん きほんりねん たいするりかい ぶかめ しょう ひと ひと
第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人もない人も、
ひと とくせい おうじたじょうほう はっしん しゅとくおよび こ み ゅ に け ー し ょ ん しゅだん りょう
その人の特性に応じた情報の発信と取得及びコミュニケーション手段の利用
そくしん し し さ く きょうりよく つとめる
を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい6じょう じぎょうしゃ きほんりねん たいするりかい ふかめ しょう ひと ひと
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人もない人も、
ひと とくせい おうじたじょうほう はっしん しゅとくおよび こみゆにけーしょんしゅだん りょう
その人の特性に応じた情報の発信と取得及びコミュニケーション手段の利用
そくしん し しさく きょうりよく つとめる
を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

じぎょうしゃ じぎょう おこなう あたり しょう ひと ひと とくせい
2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人や、その人の特性に
おうじた こみゆにけーしょんしゅだん りょう ごうりてきはいりょ
応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を
おこなう つとめる
行うよう努めるものとします。

令和4年10月14日

（施策の推進方針）【ポイント】資料2の3ページに書かれています。

第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとします。

- (1) ●●●に関する施策
- (2) ～～～に関する施策
- (3) □□□に関する施策
- (4) …

施策について、皆さんで考えていきましょう。

【施策の例】

- ・コミュニケーション手段を広めること（普及と理解）や利用しやすい環境にするための施策
- ・コミュニケーション支援者に関する施策
- ・市民や事業者に向けた障がいへの理解や合理的配慮の実施などについて

2 市は、施策の推進方針の実施にあたり、障がいのある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月14日

ざいせいじょう そ ち
(財政上の措置)

だい8じょう し しょう
第8条 市は、障がいのある、ないにかかわらず、その人の特性に応じた情報
はっしん しゅとくおよび こ み ゆ に け し ょ ん かんするしさく すいしん ひつよう
の発信と取得及びコミュニケーションに関する施策を推進するため、必要な
ざいせいじょう そ ち こう つとめる
財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月14日

いにん
(委任)

だい9じょう じょうれい しこう かんしひつよう じこう しちょう べつ さだめます
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。